○ 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
改正後	改正前
第2 事業の内容	第2 事業の内容
1~11 (略)	1~11 (略)
12 1に規定する事業の実施中に、事前に予測しがたい	(新設)
事案が生じ、緊急的な対応が必要となった場合であっ	
て、施設の機能の適切な保全に必要となる技術を現地	
での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技	
術の高度化を図る必要があるときは、施設管理者と調	
整を図りつつ、技術高度化事業として次に掲げる事項	
を行うことができるものとする。また、技術高度化事業	
に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費に	
<u>は含まれないものとする。</u>	
(1)破損事故等の要因調査	
(2)診断技術の適用と評価	
(3)対策工法の適用と評価	
<u>(4)リスク評価の実証調査</u>	

附則

- 1 この通知は、令和6年7月9日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第2の12の規定は、令和6年4月1日から翌年3月31日までに技術高度化事業を行う場合について適用する。